

企業向け大学案内パンフレット等制作業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和4年5月13日

公立大学法人公立千歳科学技術大学

理事長 宮永 喜一



1 担当部署

〒066-8655 千歳市美々758番地65

公立大学法人公立千歳科学技術大学 事務局 キャリア支援課

電話 0123-27-6136

FAX 0123-27-6172

e-mail employ@photon.chitose.ac.jp

2 業務の概要

- (1) 業務名 企業向け大学案内パンフレット等制作業務
- (2) 業務内容 ①パンフレットの企画・編集・デザイン及び印刷製本
②パンフレット送付用封筒の企画・デザイン及び印刷
- (3) 履行期間 契約締結日から令和4年10月31日まで

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 令和3・4・5・6年度千歳市競争入札参加資格者名簿に登録があること。登録が無い場合は、参加表明書提出時に次に掲げる事項の書類を提出すること。
 - ① 企業等法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
 - ② 商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
 - ③ 商号登記していない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
 - ④ 財務諸表（法人及び個人）
 - ⑤ 企業等法人にあつては、直近年度の国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）及び千歳市税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
 - ⑥ 個人にあつては、直近年度の国税（所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税）及び千歳市税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、千歳市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成14年12月18日千歳市長決裁）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 千歳市暴力団排除条例（平成26年千歳市条例第1号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- (6) 過去3年間に、北海道内の大学での大学案内パンフレットの制作（原稿の企画立案、取材、撮影、デザイン、構成、編集及び印刷製本までを一貫して行うものに限る。）について、元請として受託した実績があること。

4 実施要領等の交付期間及び方法

企業向け大学案内パンフレット等制作業務に係る公募型プロポーザル実施要領、様式及び評価基準等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和4年5月13日（金）から令和4年6月2日（木）まで

(2) 交付方法

1の場所で交付するほか、公立大学法人公立千歳科学技術大学のホームページ（トップページの「お知らせ」）からのダウンロードにより交付する。

ホームページURL [https:// www.chitose.ac.jp](https://www.chitose.ac.jp)

5 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和4年6月2日（木）午前10時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送による。

（なお、郵送の場合は提出期限の日時までに必着とする。）

(2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を依頼する。

(3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和4年6月16日（木）

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参による。

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 受注候補者の特定

企業向け大学案内パンフレット等制作業務プロポーザル審査委員会設置要綱に基づき設置する審査委員会において、実施要領等で定めた審査方法及び評価基準により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受注候補者として特定する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

7において受注候補者として特定された者と当該業務の仕様書の内容に関する協議を行い、当該内容について合意の上、同者から見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

免除する。

(3) 契約書作成の可否

要する。

(4) 支払条件

後払いとする。

9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- (3) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

- (4) 提出された書類は、返還しない。
- (5) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するが、本該業務に伴い生じた著作権等の権利及び物件があるときは、本学に帰属すること。
- (6) 本学は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができること。
- (7) 提出された企画提案書は、千歳市情報公開条例（平成5年千歳市条例第14号）の規定により、個人情報、法人情報等で非公開とされる情報を除き、情報公開の対象となること。
- (8) 詳細は、実施要領等による。